

## 宅地建物取引業の新規の免許申請等をされる皆さまへ

～免許申請書に加えて提出いただく書類があります～

宅地建物取引業の免許を新規に申請する場合や支店等を新設する場合等は、宅地建物取引業者免許申請書に加えて次の書類もご提出ください。

要件等の審査に必要となります。

免許申請書の詳細は、「宅地建物取引業免許申請等の手引き」をご覧ください。

### 【要件等の審査に必要な書類】

1. 次の者について、以下の表のいずれかの書類をご提出ください。

①代表者

②専任の宅地建物取引士

③政令使用人（本店で代表者が非常勤の場合や支店等の場合は設置する必要があります。）

提出書類	事務所の新設 (新規免許申請)	従たる事務所 (支店等)の設置	事務所の移設の場合 (上記①から③の者 に変更がない場合)	上記①から③の者 に変更がある場合
健康保険証の写し (社会保険加入者 で事業所欄に申請 者名のあるもの)	○※	○※	×	○※
出勤簿の写し	○※	○※	×	○※
給与台帳の写し	○※	○※	×	○※

※上記の3種類の書類の内、いずれか1種類をご提出ください。

2. 事務所の図面（配置図・間取り図、それらの状況が分かるもの）※写しでも可

提出書類	事務所の新設 (新規免許申請)	従たる事務所 (支店等)の設置	事務所の移設の場合
事務所の配置図	○	○	○
事務所の間取図	○	○	○

新規で免許申請をされる場合、事前に山口県住宅課にご相談ください。  
電話：083-933-3883（宅建担当まで）

書類の提出先：〒753-8501 山口市滝町 1-1 山口県土木建築部住宅課民間住宅支援班